

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 2 6 日

各地方農政局農村振興部設計課長 殿  
北海道開発局農業水産部農業設計課長 殿  
沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿

農村振興局整備部設計課  
施工企画調整室長

## 工事現場等における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について

今般、千葉県内及び熊本県内の工事現場において、現場作業従事者が新型コロナウイルスに感染する事態が発生したところである。

については、貴局管内の直轄工事及び業務に係る現場等において、当面、下記の感染症対策等を徹底するとともに、受注者に対し、全ての作業従事者等の健康管理を徹底し、発熱等の症状が見られるときは、休暇の取得や医療機関の受診を指導させるなど、適切に対応されたい。

また、受注者に対し、作業従事者等の新型コロナウイルスの感染が判明した場合には、速やかに発注者に報告する体制を構築しておくことについて指示するとともに、当該感染者と濃厚接触したと考えられる者等に対しても、保健所・医療機関等の指導に従って対応するよう指示するなど、適切な対応を講じられたい。

なお、上記措置を講じるに当たっては、必要に応じ、工事等の一時中止や工期の見直しを行うなど、適正な施工期間の確保に努めるよう留意されたい。

このことについて、貴局管内の都府県に対しては、貴職から参考までに送付されたい。

## 記

### 1 直轄工事及び業務に係る現場等における当面の感染症対策等

- (1) 厚生労働省等が発表する情報を収集するとともに、作業従事者等に対し周知を行う。
- (2) 現場等における厚生労働省HP掲載のチラシ等の掲示、並びに手洗いや咳エチケットの励行、アルコール消毒液の設置等、感染予防対策を実施する。
- (3) 特に、地元調整など多数の者と接触する可能性がある現場等においては、調整及び説明の方法等を改めて検討するとともに、現場等で行う際には、出入り口でのアルコール消毒液の設置の徹底、多くの者が触れる箇所での定期的な消毒等、来訪者及び職員・作業従事者等への感染拡大防止対策の実施を行う。

(4) 現場等において感染者が発生した場合には、発注者（監督職員等）へ迅速に連絡する。

## 2 直轄事業地区の現場等において感染者が発生した場合の報告先

直轄工事及び業務に係る現場等において感染者が発生した場合には、地方農政局等の担当者から、農村振興局整備部設計課施工企画調整室まで報告されたい。

### (参考)

#### (1) 首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策をしておこう～」

URL：<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

#### (2) 内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ

(新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について)

URL：[https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel\\_coronavirus.html](https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html)

#### (3) 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596905.pdf>

#### (4) 厚生労働省 新型コロナウイルスを防ぐには

URL：<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599643.pdf>